

リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る告示・通知案の意見募集開始について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- 今般、標記に係る意見募集^{※1}^{※2}が開始されましたので、ご案内致します。
- 告示・通知案^{※3}に記載がある主なポイントは以下のとおりです。
 - ・ 財政悪化リスク相当額の算定方法
 - ・ 特別掛金とリスク対応掛金の拠出期間の関係
 - ・ 通常のDBからリスク分担型企業年金に移行する際の給付減額判定方法

上記の他、リスク分担型企業年金を実施する場合のガバナンスに関する内容（運用の基本方針の作成・変更の際し加入者に意見を聴く場合の留意事項、業務概況の周知事項等）や通常のDBとリスク分担型企業年金の併用に関する要件（経理や資産を区分すること等）等が記載されております。

※1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160110&Mode=0>
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160111&Mode=0>

※2 意見募集期限：平成28年7月20日（水）必着

※3 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（案）、確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の施行に伴う関係通知の改正案

財政悪化リスク相当額の算定方法

- ✓ 通常のDBとリスク分担型企業年金とでは標準的な算定方法が異なる
- ✓ 算定に用いる係数(リスク係数)が告示案に明記
- ✓ リスク分担型企業年金で考慮が必要な予定利率低下水準は「1%」

《通常のDBにおける標準的な算定方法》

- 将来の価格変動による積立金の減少を想定し、財政悪化リスク相当額を測定
- 具体的な測定方法は以下のとおり

- ①資産区分ごとに、資産残高に所定の係数(リスク係数)を乗じ、これらの合計額を算出
- ②係数が定められていない資産(その他の資産)の額を勘案して、以下のとおり補正

「財政悪化リスク相当額」=①の額×資産合計額÷リスク係数が定められている資産合計額

*資産合計が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額とする

【計算例】

資産区分	リスク係数が定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産残高	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円 (A)	1億円	15億円 (B)
リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産残高× リスク係数	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円 (①)	補正 (×B÷A)	2.46億円

財政悪化リスク相当額=2.46億円
(=2.3億円×15÷14)

《リスク分担型企業年金における標準的な算定方法》

- 新規に制度を開始する時や制度が成熟していないときには、積立金が十分でなく財政悪化リスク相当額を適切に見込めないため、**定常状態***の積立金額を推計し、この推計額に基づきリスクを算定する

*基礎率に基づき将来にわたって積立金の額を算定した場合において、当該積立金の額が変化しない状態に至るときの当該変化しない状態

- 以下の①と②の合計額を財政悪化リスク相当額とする

①定常状態における積立金及び**リスク算定用資産構成割合***に基づき資産区分ごとの額を推計し、通常のDBと同様のリスク係数を用いて算定したリスク

*政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた構成割合

②予定利率が**1%低下した場合***の定常状態における積立不足

*下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率まで低下した場合を想定

《特別算定方法の採用》

- 厚生労働大臣の承認を得ることで、「財政悪化リスク相当額」を各制度の実情に合った方式(特別算定方法)で計算

○適用、△選択可、◎必須、×不可

制度	条件	標準的な算定方法	特別算定方法
通常のDB	リスク係数が定められていない資産の割合が20%未満	○	△
	リスク係数が定められていない資産の割合が20%以上	×	◎
リスク分担型 企業年金	リスク係数が定められていない資産の割合が10%未満	○	△
	リスク係数が定められていない資産の割合が10%以上	×	◎
	年金数理人が予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべきとした場合	×	◎

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

《特別算定方法の手続、承認要件》

採用・変更・中止にかかわる手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別算定方法を採用・変更・中止しようとする場合は予め厚生労働大臣の承認を得る ・年金数理人が特別算定方法による算定が不相当である旨の所見を付した場合は直ちに特別算定方法を変更または使用を中止する
厚生労働大臣の承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「給付現価から掛金収入現価および積立金を控除した額」の20年に1度の頻度で発生すると予想される最大額を財政悪化リスク相当額とするものであること ・資産の価格変動リスクを考慮していること。また基礎率と実績とが乖離するリスク(負債側のリスク)も考慮するよう努めていること。 ・リスク分担型企業年金の場合は予定利率低下リスクも考慮していること ・信頼できるデータ、情報および手法を用いるものであること

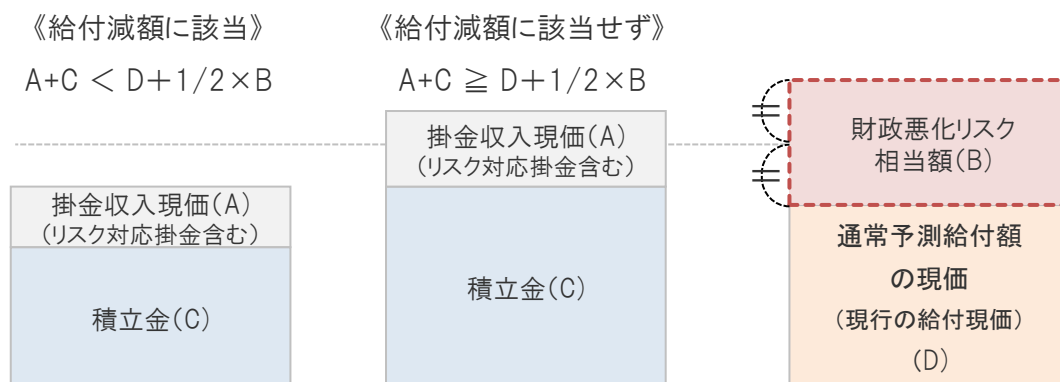
特別掛金とリスク対応掛金の拠出期間の関係

- ✓ リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金(現に発生している積立不足を償却するための掛金)の償却期間より長期に設定しなければならない
- ✓ 今回の通知案で、償却(拠出)方法に応じ、比較に用いる期間が明示された

	比較に用いる期間	
	特別掛金	リスク対応掛金
弾力償却(拠出)の場合	下限特別掛金の予定償却期間(最長期間)	最短期間
定率償却(拠出)の場合	(規約に予定償却期間が定められていない場合)過去勤務債務の額が標準掛金額以下になると見込まれる期間	(規約に予定拠出期間が定められていない場合)予めリスク対応掛金として拠出することを定めた額のうち、既に拠出した額を除いた額が標準掛金額以下になると見込まれる期間
複数の償却(拠出)期間がある場合	複数の予定償却期間のうち、最も長い残存期間	複数の予定拠出期間のうち、最も短い残存期間

通常のDBからリスク分担型企業年金へ移行する際の減額判定

- ✓ 従来のDBからリスク分担型企業年金へ移行する場合、財政悪化リスク相当額のうち掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を下回っている場合は給付減額と判定する(増額調整よりも減額調整が生じる可能性が高いため)



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。